

遅延利息等の率の変更について

九 州 大 学
令和8年3月

令和8年4月1日から、次のとおり遅延利息等の率を変更する予定ですので、お知らせいたします。

項 目	内 容
適用時期	令和8年4月1日以降の日付で締結する契約から適用します
変更対象	・九州大学が支払を遅延したときの遅延利息の率 ・受注者(供給者)が履行期限内に履行できないときの損害金の率
変更内容	変更前の率 2. 5 % → 変更後の率 <u>3. 0 %</u>
変更箇所	工事請負契約基準 第35第9項、第53第3項、第54第5項及び第56第2項 製造請負契約基準 第34第5項、第36第2項 役務請負契約基準 第30第5項、第32第2項 物品供給契約基準 第20第5項、第22第2項
変更例	●物品供給契約書 第〇条 九州大学が定めた物品供給契約基準第20に規定する遅延利息率は、 <u>年3. 0 %</u> とする。 ●役務請負契約書 第〇条 九州大学が定めた役務請負契約基準第30に規定する遅延利息率は、 <u>年3. 0 %</u> とする。